

医療法人 徳明会
指定短期入所療養介護事業所
〔運営規定〕

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人徳明会が開設する指定短期入所療養介護事業所「介護老人保健施設飯能リハビリ館」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

二 事業者の従業者は、要介護等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

三 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 一 | 名称 | 介護老人保健施設 飯能リハビリ館 |
| 二 | 所在地 | 飯能市下畑296番地 |
| 三 | 定員 | 長期入所定員80名の空きベッド利用 |

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|--|-------------|---------------|
| 一 | 医師 | 1人（入所施設と兼務） |
| 医師は、従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。 | | |
| 二 | 理学療法士・作業療法士 | 1人以上 入所施設と兼務 |
| 理学療法士、作業療法士は、その他必要なりハビリテーションを提供する。 | | |
| 三 | 看護職員 | 7人以上（入所施設と兼務） |
| 看護職員は利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。 | | |
| 四 | 介護職員 | 22人（入所施設と兼務） |
| 介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護を行う。 | | |

（指定短期入所療養介護の内容）

第5条 指定短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| 一 | 利用者の対象者は、利用者の心身の状態若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の心身的及び精神的な負担の軽減等を図るために、 |
|---|--|

一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者とする。

二 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

三 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

四 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知状態等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

(短期入所療養介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者については、利用者の心身の状態、病状希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した 短期入所療養介護計画を作成するものとする。

二 管理者は、上記の短期入所療養介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

三 訪問介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所療養介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所療養介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護が方滝代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

二 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

ア 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料 3,300円/1日(消費税含む)

イ 理美容代 4人部屋 2,700円/1回

ウ 滞在費 4人部屋 550円/1日

個室 950円/1日

エ 食事代 朝食 440円・昼食 760円(おやつ込)・夕食 650円

オ その他日常生活上の便宜にかかる費用

① 日常消耗品費 200円/1日

② 教養娯楽費 200円/1日

③ 電気器具使用電気代 100円/1日(但しラジオは50円/1日)

三 前項の費用の支払いを受ける場合は、私用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、飯能市、日高市、入間市、青梅市、狭山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 喧嘩、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所療養介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、従業員の資質向上を計るための研究機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を設備する。

- 一 採用時研修 採用1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 三 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 事業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 五 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人 徳明会 理事長と施設長の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

隋則 平成12年 4月 1日改正
平成15年11月13日改正
平成16年 6月 1日改正
平成17年 8月26日改正
平成17年10月 1日改正
平成19年10月 1日改正
令和 元年10月 1日改正
令和5年10月 1日改正
令和7年3月 1日改正